

平成27年10月27日

## 研修報告書

松戸市議会議員

大塚 健児

研修:教育改革は家庭教育支援から切り込め!

主催:家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事

日時:平成27年10月27日(火) 14時~16時

場所:アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

次第:1.家庭教育支援チームの組織化マニュアル

2.家庭教育支援チーム運営の留意点

3.家庭教育推進活動と議員としてのポイントとは

【研修報告】



### 1. 家庭教育支援チームの組織化マニュアル

#### ●訪問型家庭教育支援チームの導入状況

既に導入 16.0%

導入予定 0.4%

検討中 25.5%

予定なし 38.2%

#### ●家庭教育支援のための体制

専任の職員が配置されている 9.6%

専任の職員は配置されていないが、兼務職員は配置されている 51.9%

専任の職員が配置されていない 36.4%

## ★家庭教育支援チームの組織化の3つの段階

### 第一段階 基本的な組織体制の構築

- ① 地域資源の調査
- ② 人材確保、運営や業務のガイドライン作り
- ③ 学校や公民館等、拠点の確保

### 第二段階 相談業務や訪問型支援を行う場合のルール作り

- ① 家庭や関係機関、チーム員のトラブルを防止するために、守秘義務等の情報の取り扱いを規定する。
- ② 支援員同士の連携などに関しての最低限の方針やルール作りを行う

### 第三段階 包括的なネットワークの構築

他の支援機関、学校、保健福祉機関との連携を深めて支援ネットワークを構築する

※ちなみに大阪府大東市は約3か月でできたとのこと。目標は学力向上を1番の目標にしました。新小1年生には全戸訪問。小2～中3までは来てくれと言われていくスポット対応です。

## ★家庭教育支援チームの組織化に必要な要素

### ① 家庭教育支援チームの人材育成

中心となる存在（ファシリテーター）の養成が重要。スクールソーシャルワーカーを充てる人が多い。また、チーム体制は20名未満のチームが9割近くを占めている。メンバーの構成は、女性が8割以上、40代以上で8割以上となっている。

### ② 家庭教育支援チームの拠点確保

現在活動しているチームの半数以上が事務スペースや日常的に相談活動等を行う場を持っていません。教育基本法第13条、社会教育法第44条第1項から、公共施設利用の法的根拠もあることから、日常的な居場所が必要であると思います。

ちなみに、公民館25.9%、小学校22.4%が活動拠点となっています。

### ③ 家庭教育支援チームのルール作り

NP0法人レベルの「組織内でのルール、事業計画、チーム員に関する規定等」を定めることが重要です。

#### ④ 家庭教育支援チームの行政の連携

民間との連携や専門家の確保を考えると行政による一定の財政的支援が必要になります。

国の補助事業による補助金 27.0%

都道府県独自の補助事業による補助金 22.4%

#### 関わり方の例

##### ★その1

チームリーダーを行政が委託、運営はチームに任せるケース

##### ★その2

チームの規約そのものに行政が関与しているケース

##### ★その3

行政が事業主体となってチーム員に謝金等を払うケース

##### ★その4

チームそのものに行政が事業委託等を行っているケース

チーム支援に対する信頼を確保するためには行政がチーム支援に関わりを持っていることをアピールすることが重要です。

#### ⑤ 家庭教育支援チームと地域資源の連携

##### (1) 既存の団体との連携

既存団体のノウハウやリソースを活用し支援することで組織化やネットワーク化を素早くできます。

##### (2) 学校関係との連携

具体的には定期的な学校訪問や情報提供。学校支援地域本部や学校行事等への参画、食育教室等の共同開催。個別家庭への訪問支援。

##### (3) 公的相談機関との連携

関係機関との連携のためのガイドラインを作ることが重要です。学校のケース会議や要保護児童対策地域協議会等を有効活用していくことも必要となってきます。

## 2.家庭教育支援チーム運営の留意点

- ① 当事者性 保護者と同じ目線で寄り添う
- ② 地域性 地域の課題を共有し、地域の身近な存在となる
- ③ 専門性 業務によっては専門的な能力・スキルが求められる。

上記①～③の3つの資質のバランスが重要であり、その上で、次のような新たな養成システムの検討が必要です。

1. 地域密着型の人材養成 地域課題に対応できる
2. チーム型の人材養成 チーム員が信頼関係を築き取り組める。
3. 循環型の人材養成 支援を受けた保護者が支援者側に回る

★平成27年4月から「家庭教育支援チーム」登録制度がスタートしました。

- (1) 登録要件の明確化
- (2) 登録機関 登録日から翌年度の3月31日まで(最長3年間)
- (3) ロゴマークの提供

## 3.家庭教育推進活動と議員としてのポイントとは

今後の検討課題

### 1. 保護者の学習プログラムの普及等

エビデンスがとれているものに関しては奨励したり、相互研修等で全国的に広げていく必要があります。

### 2. 多様な主体が参画するための取組

親子参加型プログラム等、企画立案や実施に当たって多様な人材の力を活用する。

### 3. 訪問型家庭教育支援の手法

保護者の学習プログラムや親子参加型プログラムは非常に効果的。ただし、具体的な事例検討により支援の在り方を再考する必要があります。

### 4. 新たな人材養成システム

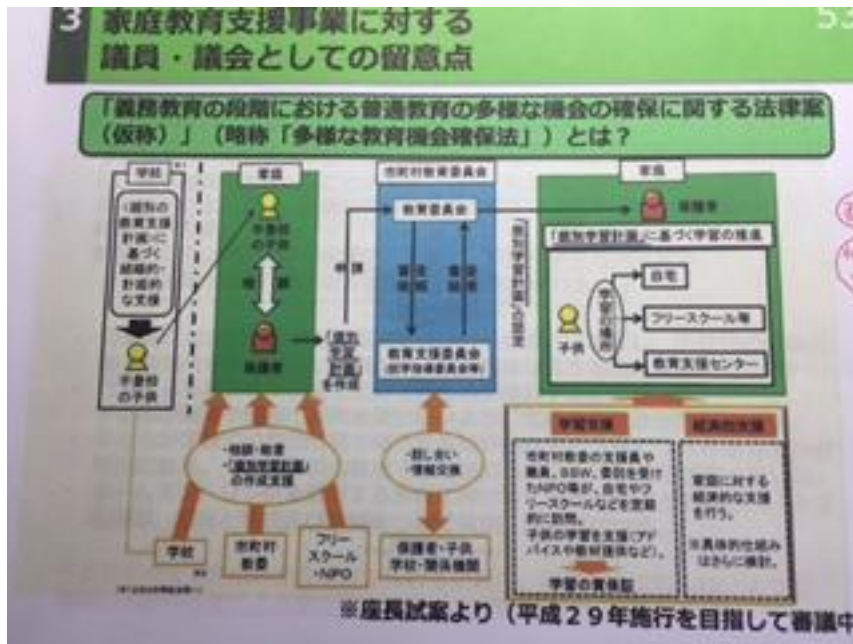
民間のノウハウを入れること

### 5. 支援の効果の検証及び普及啓発方策

エビデンスが証明されることが大前提。それを使ってICT等で普及活動をする。

●その他

義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案(仮称)とは？



ポイントとして…

- ・フリースクールや家庭学習(ホームスクーリング)などを義務教育の場とみなし、就学義務を果たしたこととする。
- ・努力規定ではあるが、多様な学習機会を確保するよう希望した家庭に対して、財政上の支援を行う。
- ・年齢超過者の学習機会を確保するために、夜間中学を充実させる。

しかし、保護者の選択肢が増えるが、課題も考えられる。

- ・法的には義務教育における不登校はなくなる。
- ・行政による経済的支援をどこまで行うのか検討する必要がある。
- ・子どもが進学や就職で不利を受けないように配慮できるかが問題
- ・子どもが学校での集団生活で培う社会性や自立をどう身につけさせるかが問題
- ・ホームスクーリングを選択する家庭における「保護者や子どもをサポートする役割、家庭と学校及び地域をつなぐ役割」が必要になる。

子どもを支える枠組みから学校が外れるために、家庭が孤立化しないように地域の活動や行政による家庭教育支援がより重要になってきます。

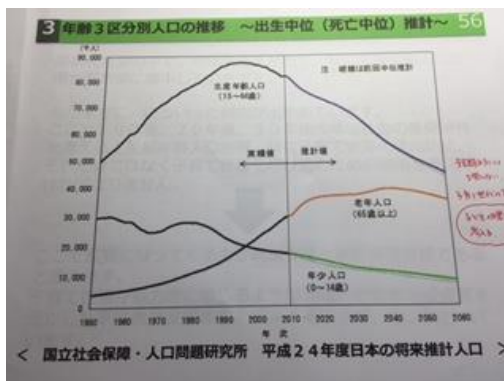
★親子が笑う街づくりを目指すには

**3 親子が笑う街づくりを目指すには** 55

今後、地域社会の基盤維持が危機を迎えます

- 国立社会保障・人口問題研究所が平成24年度に行った「日本の将来推計人口」の調査によると今後も日本の人口減少は続き、出生及び死亡の割合を中盤でみた。平位推計で、だいたい30～35年後には1個人を割り込むようになります。
- その間に急速に高齢化が進み、年少人口（0～14歳）は約30年後に800万人（人口比8.4%）を割り込みます。
- また、生産年齢人口（15～64歳）は約30年後に5000万人（人口比52%）を割り込みます。
- 逆に老年人口（65歳～）は約30年後に3800万人（人口比39%）を越えます。

	0～14歳	15～64歳	65歳～
2014年	1570万 (12.5%)	7780万 (61.4%)	3300万 (26.1%)
2045年	810万 (8.4%)	5100万 (52.2%)	3850万 (39.4%)



ご覧の通り少子高齢化の時代です。

ここで重要となってくるのが、就業支援と家庭教育支援であると言えます。

子育て世帯が魅力的に感じるような地域の特色や地域資源を活かした家庭教育支援体制を構築することが、今、問われています。

(最後に)

4つの講座を無事に終えることができ、家庭教育の大切さを感じました。

終わりに水野先生から

「涙を喜びの涙に変えていくこと。それには未然予防と初期対応」と熱いメッセージがありました。水野先生も2児の父親、私も1児の父親で共に同じ年齢でした。

水野先生の言葉を決して忘れません。

私は政治家として必ず家族の笑顔を目指して日々活動していきます。

抽象的な感想でごめんなさい。

そして12月の議会では松戸市の家庭教育に関する一般質問をしたいと思います。

本当にありがとうございました。



以上